

第42回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：令和7年3月19日（水）午後1時30分～午後3時15分
場 所：京都市役所分庁舎4階第1会議室

議題（１）京都市人権文化推進計画に基づく令和７年度事業計画について

○中野課長（文化市民局 共生社会推進室 人権文化推進課長）

（資料１に基づき、取組等を説明）

各事業に関連して、事前にいただいている質問にお答えします。

１つ目の（１）「外国籍市民等の実態調査及び海外からの相談対応等受入環境の充実について」に関する質問で、アンケートの規模、どのようなニーズや課題、主要な調査対象の内容に関して、さらにはどのような通訳派遣を計画されているかについて、国際交流・共生推進室から説明をお願いします。

○大野係長（総合企画局 国際交流・共生推進室 共生推進係長）

国際交流・共生推進室共生推進係長の大野でございます。

まず１つ目の御質問に関しまして、今回アンケート調査を行う経緯ですが、外国籍市民の人数が３年連続で過去最高を更新しており、令和６年の１２月末には、過去最高６万１千人を記録するなど、急激に増加しています。また、近年、ベトナムやネパール、ミャンマー等の東南アジア諸国の国籍の方、留学や就労目的の在留資格者が伸長するなど、取り巻く状況が大きく変化しています。

そうした中、今後世界から京都が多様な人材や企業を引きつけるとともに、外国籍市民との共生を推進し、外国籍市民が安心して快適に暮らすために、そのニーズや課題、加えて受け入れる地域側である日本人の意識等を改めて把握したうえで、外国籍市民との多文化共生に向けた取組を推進することが一層重要と考えました。

そこで、本市在住の外国籍市民５，０００人、日本人３，０００人をそれぞれ無作為抽出し、多言語でのアンケート調査を行うものです。設問の内容につきましては、外国籍市民については、生活実態、日常生活や就労等でのお困りごと、地域（日本人）との関わり、生活満足度等について調査をいたします。また、受け入れる日本人側にも、外国籍市民との関わりや、受け入れ等に関する質問を予定しております。

なお、今回の調査では、今後の多文化共生施策検討の裏付けとなる基礎データを把握することを予定しており、外国籍市民の生活や就労等の状況は把握しますが、その他の観光や交通などの本市における多様な個別課題の解決までを意識した調査ではありません。

次に２つ目の質問、通訳派遣制度についてです。今後、京都にお住まいの外国籍市民や、海外から転入される外国籍市民がより円滑に京都での暮らしをスタートさせることができるように、区役所・支所、保育所、幼稚園、福祉施設など、行政機関における手続き相談において、蹴上にある京都市国際交流会館が雇用

する通訳者を派遣する体制を新たに構築するものです。

外国籍市民からの要望等を踏まえた行政機関からの事前の依頼に基づきまして、現在、国際交流会館で随時実施する三者通話では、対応が困難と想定されるケースに対して、新たに配置するスタッフがマッチングを行い、行政通訳者を無料で派遣するものです。

主な通訳派遣のイメージとしては、例えば、介護認定手続きにおける高齢者への聞き取り調査の同行や、発達障害の疑いがある児童の支援施設利用にあたってのヒアリングなどの同行を検討しています。

○中野課長

2番目の（2）「民間団体との協働による若年被害女性等支援事業」に関し、本事業が委託という形態なのか、直接管理運営する事業なのか、また、計画に記載がある居場所の提供は、市内で何箇所ぐらいを想定しているか、という質問です。こちらは共生社会推進室男女共同参画推進担当から説明いたします。

○狩野課長（文化市民局 共生社会推進室 男女共同参画推進課長）

共生社会推進室男女共同参画推進課長の狩野でございます。

「民間団体との協働による若年被害女性等支援事業」について、2点御質問いただいております。

1つ目は、事業の実施形態です。3つの事業につきましては、民間団体への補助という形で、実施する方向で検討しております。本市としましては関係機関連携会議を立ち上げる予定としており、その中で事業検証など、3つの事業が、密接に連携し相互に情報共有を図るという仕組みを構築してまいりたいと考えております。

2つ目の質問につきまして、居場所の提供にあたり想定している箇所数についてです。具体的な箇所数は、民間団体を募集し、選定を経た後にということとなり、現時点で具体的な数字を持ち合わせていない状況です。現在も市内で複数の団体が取組を行っておりますが、場所や時間の拡充など、民間団体の取組を後押ししてまいりたいと考えています。

○中野課長

3番目の（4）「超短時間雇用促進モデル事業」について、超短時間雇用に対する需要状況、モデルになりそうな企業等を把握しているか、という質問です。こちらは障害保健福祉推進室から説明をお願いします。

○遠藤課長（保健福祉局 障害保健福祉推進室 企画・社会参加推進課長）

障害保健福祉推進室企画・社会参加推進課長の遠藤でございます。

現在の障害者雇用につきまして、法定雇用率が1つの目安となっており、障害者雇用に関する求人のほとんどは、週20時間以上の長時間の雇用という形となっています。障害のある方、働いておられない方が、お仕事をすることに消極的な理由として、41.1パーセントの方が体力面での不安を挙げられておりますので、この雇用の時間というのが、1つハードルになっているものと考えています。

実際に、超短時間雇用を提唱されている東京大学先端科学技術研究センターの先生のセミナーの際に、参加されていた就労継続支援事業所の管理者の方などからは、施設には一般就労を目指しているけれども就労時間が長いことに不安を感じておられて就労に踏み出せない方が多くおられるので、そういった方々に紹介できるのではないかというお声をいただいております。

また同じそのセミナーに、企業関係団体の方も参加いただいております、この短期間の仕事の切り出しなどに関心を持つ企業があるのではないかというお声をいただいているところです。

特に今回仕事を見つけ出していくということが非常に重要になってくると思っており、企業支援を行う委託先として、仕事の切り出しなどのノウハウを有する企業を委託先として選定し、仕事の創出に丁寧に取り組んでまいりたいと考えています。

○中野課長

最後（6）「ICTを活用した認知症高齢者等見守り支援事業」に関し、アプリにおいては、協力者になる人が登録するような制度になるのか、また個人情報保護等の課題はないか、という質問です。こちらは、健康長寿企画課から説明をお願いします。

○岡課長（保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 健康長寿企画課 地域包括ケア推進担当課長）

健康長寿企画課地域包括ケア推進担当課長の岡でございます。

検索アプリですが、こちらは行方不明になった際に、アプリ内で御家族が検索依頼情報の配信をしますと、ダウンロードをしている方に直接検索依頼メッセージが届く仕組みです。協力者の事前準備は、アプリのダウンロードのみです。またアプリの利用料もかかりませんので、負担なく見守りに御協力いただけるのではないかと考えております。

個人情報の保護に関しても、検索依頼する際、行政やあるいは第三者からでは

なく、直接、御家族自身が搜索依頼情報を配信しますので、個人情報の提供に関する同意を御本人から得るといった手続きが必要ありません。また、搜索依頼情報については、その日の服装とか、あるいは身体的な特徴などを掲載する以外には、氏名あるいは連絡先、こうした個人情報を掲載する必要はありません。

行方不明者が発見保護された際には、搜索者情報については、自動的に削除される仕組みになっています。

また、ステッカーについては、IDとフリーダイヤルのみが記載されており、個人を特定されるようなものではありません。発見者が御家族に連絡される際、お互いの個人情報を保護した状態で、連絡し合う仕組みであるなど、個人情報に配慮された仕組みになっております。

ただ、アプリを御利用の際には御本人の身体的な特徴などを第三者の方に提供することになり、その点を十分に御理解のうえで利用いただく必要がありますので、今後リーフレットなどにしっかりその旨は掲載をしながら周知をする予定です。

○中野課長

資料3ページのケアラー支援に係る普及啓発、機運醸成の取組について、保健福祉総務課から補足説明いたします。

○山本課長（保健福祉局 保健福祉部 保健福祉総務課長）

保健福祉総務課長の山本でございます。

このケアラー支援に関する条例は、市議会議員全員による共同提案のうえで決されたものであり、ケアラー当事者の方々との丁寧な対話を通じて策定された経過があります。総合計画策定にあたっても、こうした経過を大切に、新しくケアラー当事者の方々と関係支援機関の方々などにお集まりいただき、現時点で仮称ですが「京都市ケアラー支援協議会」という協議体を、来年度当初、できるだけ早い時期に立ち上げたいと考えております。

このケアラー支援協議会は、附属機関という位置付けではなく、関係機関、当事者団体と一緒に、市民ぐるみで条例を推進する仕組みづくりとして、検討しているところです。総合計画は、この協議会と連携し、意見をお伺いしながら、また、パブリックコメントを実施し、7年度中に計画策定したいと考えております。

○中野課長

議題1に関しての事務局からの説明は以上です。

○薬師寺座長

資料の説明、また事前の質問に対して丁寧に調べて回答いただきましてありがとうございます。それではただいまの事務局からの説明について何か御質問等ありましたら、御自由に御発言いただければと思いますがいかがでしょうか。

○前田委員

2点あり、1点目が新規事業の（6）「認知症の高齢者の見守り支援事業」について、アプリ等について説明いただきましたが、説明では自発的に様々な市民にアプリをダウンロードしてもらい協力いただくことになるのかと思います。その場合に、どのような形で広く参加を呼びかけていかれるのでしょうか。また、行政が介入しないとの説明であったと思います。通常では、警察等に捜索の依頼等を出しておられると思いますが、警察などの行政機関との連携は図られるのでしょうか。

2点目は、資料1の2ページには今年度、454の取組事業を予定されているとのことですが、6年度の取組が447事業で、今回新規が8事業となりますと、6年度実施されていた事業の中で終了されたものがあるかと思います。何か他の事業と合体されたということかもしれないのですが、どれが終わったのかということをお聞きしておりました。

質問の趣旨としては、もちろん予算というのは無制限ではないし、スクラップアンドビルドは大事だと思っていますが、具体的にどの事業が終了されたのかなどお伺いできればと思います。

○岡課長

「ICTを活用した認知症見守り支援事業」ですが、こちら捜索依頼する際の協力者の協力が欠かせないということで、いかにこのアプリのダウンロード数を増やしていくかということにかかっております。この普及啓発については、全国的な取組として「認知症サポーター養成講座」という、90分の講座を受講いただく、認知症に対する正しい理解をもった協力者、応援者を養成する制度があります。本市でも毎年、市職員も含めて、地域の方に幅広く受講をいただいております。昨年度では約8,000名の方に受講をいただきました。この認知症サポーター養成講座の際に、このアプリやステッカーについて周知し、事業について説明をすることで、幅広く、アプリダウンロード数を増やしたいと考えております。加えてリーフレット、チラシも作成し、関係者の方も含めまして普及させていきたいと考えております。

2つ目の質問の警察との連携ですが、行方不明になった際には、まず警察に届け出をしていただくことが前提になります。警察との連携に基づく捜索発見と、

市民ぐるみでの捜索発見ということで、厚みのある捜索に繋がるのではないかと考えています。

また、行政の取組としては、これまでから、京都市でＳＯＳネットワークがあり、いわゆる関係機関、地域包括支援センター、介護サービス事業者、あるいは社会福祉協議会等には、発見協力のメールでの要請をしております。

ＧＰＳ端末は御家族による利用、ＳＯＳネットワークは関係者による見守り、それから今回させていただくのは、市民ぐるみでの取組ということで、市民の方、地域の方にも御理解御協力いただきながら、早期発見につなげていきたいと考えております。

○中野課長

２つ目の質問です。前田先生がおっしゃるように、個別の事業に関しては、それぞれＰＤＣＡをまわして、課題などを解消しながら進めているところです。そのような中、廃止している事業もあり、簡単に紹介させていただきます。

わかりやすい事業ですと「世界人権問題研究センターの設立３０周年事業」です。これは６年度だけの事業として終了しています。またそれ以外では、新庁舎の整備に係る身体障害のある方の対応も、新庁舎整備の終了とともに事業終了しています。

また、上京区役所では、人権啓発の取組として憲法月間に、これまでは映画の集いという事業を実施していましたが、何年か実施する中で、啓発効果が薄れたことにより、一旦事業を廃止し、その一方、見直しとして、新規事業（７）の「人権ミニフェスティバル」の実施を新たに予定しています。

その他、これまでの紙媒体の取組をデジタル移行するケースとして、改善事業（４）の「みんなの消防・防災探検」（デジタル版）を活用した防災思想の普及啓発があり、今まで、紙媒体で、幼児及び小学校低学年対象としたリーフレットを作っていましたが、「みんなの消防防災体験」の内容と統合し、デジタル媒体に移行することで幅広い啓発が可能となりました。

このような形で、終了するもの、一部見直して改善するもの、さらには新規で立ち上げるもの、など様々なパターンがある中での総事業数となっています。

○玉置副座長

今お話を伺っておりまして、新規事業と改善・充実事業の両方に「困難な問題を抱える女性の支援」に関して「みんと」のケースが挙げられております。新規事業として様々な民間団体と連携して支援していく方向となっており、特に夜間のアウトリーチ型で巡回をしていくとのこと。早期にこういった面で問題に気付くことは、非常に重要な視点と思っており、これについてぜひ進めてい

ただければと思います。

改善・事業で、「みんと」の体制を強化とされており、「みんと」がスタートして1年ですが、かなりの相談件数があがっていて、なおかつ様々なケースがここに持ち込まれていると伺っております。ただ残念なことに「みんと」は夜間の対応が現時点では難しいと当初聞いていたのですが、現時点ではどうなっておられるのか。そしてまた、新規事業で、困難な問題を抱える女性の方々を、夜間のアウトリーチ支援で状況を把握されたときに、どこにおつなぎになるのか。つまり、「みんと」につなぐのか、そうではなくて、また、もっと違ったところにつながれるのか。アウトリーチ支援で、町中を巡回する、というのは夜間につなぐ先が安定していないと、当事者だけでなく、支援する方々も含めて大変な思いをされると思うのでどのような対応になるのかお伺いしたいと思います。

○狩野課長

まず、女性のための相談支援センター「みんと」ですが、夜間につきましては、現在も受付時間は夕方までとなっており、対応していない状況です。

来年度の民間団体との協働による支援事業の中で、アウトリーチ支援で、様々な困難を抱えている方、相談機関に繋がっておられなかった方をキャッチし、そこから短期間滞在していただける居場所、また、ゆくゆくは長期の支援が必要な方に滞在いただける場所というかたちで、相互に連携し、対応を検討していきたいと思っています。

その事業がスタートした際には、アウトリーチ支援で繋がった方を、しかるべき民間団体や、京都府の家庭支援総合センターなどに、うまくつなげられるような仕組みを作っていけたらと思っています。今後、募集要項を作り、事業者、民間団体の方を選定し、具体的な形を考えていきたいと考えております。

○辻委員

新規事業(6)「ICTを活用した認知症高齢者等見守り支援事業」について、行方不明者の検索機能を備えたスマートフォンアプリの普及を呼びかけるということですが、すでにどこかの自治体等で、こういうアプリを広く導入して運用しているようなところがあるかどうか、それによって、どういう成果、実績が出ているのか、ということがわかれば教えていただきたいと思います。また、検索依頼情報を配信するとなると、一定、個人情報情報を、アプリをダウンロードした多くの人にさらすことになるのではないかと思います。それにより何らかの問題等が発生しているようなケースがあるかどうか、ということをお教えいただけたらと思います。

それから2点目、改善・充実事業(3)「ヤングケアラーへの支援」について、

ヤングケアラー把握のためのアンケート調査を実施するということですが、誰を対象にして、どこでどういう方法でのアンケートを計画されているのか、ということをお教えいただければと思います。

○岡課長

I C Tアプリの関係ですが、まず、他都市の状況として、政令市については、堺市が昨年の9月から、新規事業として、同様のアプリ運用をスタートしています。まだ具体的な実績等については掘っておりませんが、年度末にかけて情報交換したいと考えております。政令市以外の市町村でも、このアプリを導入している自治体が全国で40以上あり、一部実績を公表している自治体もありますので、紹介いたします。大阪府吹田市は、ダウンロード数が9,000件以上で、そのうち検索依頼の発信件数が350件とのことです。連絡用ステッカーとの合算にはなりますが、連絡があった件数が約200件ということで、一定の成果というのはあがっているのではないかと認識しております。

もう一点、個人情報第三者に公開をするということによる弊害、防犯上の問題が懸念されるという点については、個人情報は仕様上、写真添付できるようになっていますが、添付しないようにするなど、利用者の選択で開示する個人情報がある程度抑えることは可能であり、御家族の判断に一定委ねられています。実際に、行方不明者を発見されて御家族の方に電話連絡をする際、そのときの音声については一定期間、情報管理されることにしております。万が一、犯罪等に何か悪用された場合については、その音声を分析することなどによって、犯罪抑止になるのではないかと考えております。

○五味課長（子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課）

子ども家庭支援課長の五味でございます。

「ヤングケアラーへの支援」に関する質問についてですが、今回のアンケート調査に先立ち、京都市では、令和3年度にヤングケアラーの実態把握を実施しています。その結果、1クラスに1人か2人ぐらいヤングケアラーがいらっしゃる、さらにヤングケアラーの方は自分から声をあげづらい、なかなか支援施策に繋がらない、という課題が見えてまいりました。そこで訪問支援事業をはじめ施策の拡充を図ったわけですが、今回のアンケートについては、そういったことを踏まえ、ケアラーが何人いるかとの数的特徴ではなく、困りごとを抱えたお子さんの声を拾い、支援につなげていくことを目的としたアンケート調査の実施を考えています。

具体的には市内の小中高生14万人全ての方を対象とした調査を計画しており、京都市立だけではなく、私立、府立の学校にも協力をいただきながら、困り

ごとを抱えたお子さん一人一人に情報が届くように、学校を通じて案内文を配布してもらうようなことになろうかと思います。

具体的なアンケートのとり方、声の拾い方については、委託する民間事業者の知見も活かしながら考えていきます。今多くの児童生徒はスマートフォンを保有し、あるいは学校にはGIGA端末がある実態を踏まえ、こういった端末で、直接答えていただけるようなことにできないか、検討しています。この取組により、お子さん本人の回答への心理的なハードルが少しでも下がるのではないかと期待しております。

○平野委員

ICTアプリの関係で、もう少しお考えをお伺いできたらと思います。吹田市での状況をお聞かせいただきましたが、例えば、なりすましとかそういうこともできるのではないかと、という懸念があるのが1点です。

あと、例えば検索情報が出され、行方不明者を発見したとき、発見した方が声をかけて行方不明者を保護することになるのか、検索願が出ていないような場合でも警察に連絡をすれば警察がそのとき動いてくれて引き継ぎができるのか。警察との連携がどのようなになっているのかということをお伺いします。

○岡課長

ICTアプリについて、悪意をもってすれば、なりすましなどもできてしまうのではないかと御意見でございます。ダウンロードされる方も様々な方がいらっしゃると思いますので、そうした点については、先行する自治体の状況を把握しながら、実態がどうなのか、調査をしていきたいと思っています。

それからもう1つ、警察との連携ですが、行方不明になられた際は、まずは、警察には届け出をしていただきたいと思います。その上で発見の連絡があった場合には、警察にも「見つかりました」という連絡を当然することになります。この行方不明の最初の発見者というのは市民、警察の方が多いと想定されますので、警察との連携はとても重要と思っております。

○白石委員

新規事業（4）「超短時間雇用促進モデル事業」についてお聞きしたいです。まず1つ目が、どのような職種とか業務が適しているとイメージされているか、教えていただきたいです。また、単なる職業紹介にとどまるのか、例えば、実際に障害のある方にも、研修とかスキルアップも非常に大切だと思いますがそういったこととも連携した取組なのかどうか、ということ、あと企業支援について、業務の切り出しや、就職後のフォローアップを行うとありますが、具体的にどう

いったサポートをされるのか教えていただけますか。

○遠藤課長

「超短時間雇用促進モデル事業」についてです。まず職種について、例えば川崎市とか神戸市などですでに同様の取組が実施されていますが、飲食店関係で開店準備の仕事や、観光関係でリネンのはがしの仕事とか、通常は社員がされていて一定負担になっているという業務を中心に切り出されているとのお話は伺っています。これら他都市の成功事例などを参考にしながら、まず仕事の切り出しを進めていきたいと考えています。

他の機関との連携などについては、先ほども申しましたとおり、就労継続支援事業所が一般就労移行を目指されている方の支援等もされており、まずはそういったところとの連携を強化して進めたいと考えています。ゆくゆくは、障害者雇用に関係する公的機関などが多くありますので、そういったところにも広げていきたいと考えているところです。

企業支援については、まず1つは切り出せる業務内容の確定です。東京大学先端科学技術研究センターの先生方からお聞きしているのは、他都市の事例などで、障害に対する理解が十分でないまま、良かれと思って仕事を増やし、御本人がそれをすごくプレッシャーに感じて仕事ができなくなってしまうという事例が生じているようですので、そういったことが生じないように、その方の特性などを踏まえて仕事の調整をしていくのが大きな部分と考えているところです。

○松波委員

超短時間雇用特性モデルの件で、質問というよりも私が知り得たこととしてお伝えさせていただきますと、これを進めておられる東大先端研の近藤武夫先生のお話を1月に伺ったのですが、短時間だったら働けるとか長時間なら使えるという話だけではない、ということを感じました。

例えば、雇用もジョブ型とメンバーシップ型という型があって、従来はメンバーシップ型、まずその企業のメンバーとなってそこで仕事を割り振るという発想の形態で、多くの雇用形態がこちらになりますが、ジョブ型というのは、この仕事に特化してこの仕事ならできる、という型のことで、例えば、発達障害の方などで「挨拶をするとか感覚過敏で制服を着るといのは苦手だが自分の得意なこの作業なら集中してうまくできる」という人の特性に注目して、短時間だけこの作業なら非常にうまくできる、メンバーシップ型だとうまくいかないけど、ジョブ型だったらその人の得意なことをやれる、そしてきちんとやれたら自信になる、というそのような発想の転換があるのだなということを思いました。

また例えば、多忙な看護師の仕事の中には、内視鏡検査で使う内視鏡をひたす

ら洗浄する業務があり、看護師の方が非常に疲れている中で、この仕事だけを短時間雇用の方にやってもらうことで、看護師の方もゆとりが出る。そういうふうに、職種の中でここは切り出せるのではないかということをうまく見つけ出すことによって、多忙による離職者が出ることを緩和できる。こういった仕事を見つけていくのは非常に重要だと思うのですが、色々な可能性があるなと思いました。

○遠藤課長

ありがとうございます。やはり仕事を提供いただく企業・団体側のメリット、従業員のメリットも理解していただく必要が重要だと考えており、そういった事例をしっかりと発信して、協力いただける企業・団体を開拓してまいりたいと考えております。

議題（２）京都市人権文化推進計画（追補版）について

○薬師寺座長

それでは議題（２）京都市人権文化推進計画の追補版について説明をお願いします。

○中野課長

資料２「京都市人権文化推進計画（追補版）について」説明いたします。昨年９月に開催した第４１回懇話会で報告した際にいくつか御指摘をいただきました。それらを反映させた上で、１２月に皆様に確認いただきました。その際に、玉置副座長から御意見いただき、その内容を反映させたものとして、席上配布した質問項目と併せて説明いたします。

まず１ページの「策定にあたって」という箇所です。こちらは１つ目、２つ目の御意見を踏まえ、より適切な表現となるよう内容を見直しております。

続きまして、３つ目の意見です。４ページを御覧ください。【子どもを共に育む社会づくり】の「２ 今後の施策の在り方」の（子ども・若者の意見反映）の箇所です。こちらは、「児童館や青少年活動センターだけでなく、学校・教職員、通所や入所の児童福祉施設の子どもの意見表明について、追加記載ができないか」という御意見をいただいております。この点に関し、現在「京都市はぐくみプラン」の改訂にあたり開催する「京都市はぐくみ推進審議会」や、その審議会の部会において、「子ども・若者への意見聴取やその反映については、取組を進めていく中で、よりブラッシュアップされたものとなるようにしていく必要がある」という意見が一定まとまっているところです。その意見を踏まえ、令和７年度以降も、子ども・若者の意見聴取・反映に取り組み、より良い施策としていく必要があると考えているところです。現状では、この具体的な聴取先や聴取方法が固まっていない状況であり、玉置副座長の指摘の趣旨を踏まえつつも、追補版の記載といたしては、今後の展開を見据えながら、広く居場所を取り込める表現となるよう、児童館や青少年活動センター「等」ということにしております。一方で実際に取り組むにあたっては、これまで取り組んでいなかった居場所においても、意見聴取、反映の取組を行うよう検討を進めておりますので、御理解いただければと思います。

なお併せて、御意見以外の追記箇所も説明します。先ほどの「京都市はぐくみプラン」の改訂に向けた、審議会や審議会の部会での委員からの御意見、また、このプランの改訂にあたり実施したパブリックコメントにおいて、「子ども・若者を主体としてとらえる文化・社会を形成していくにあたって、大人側の子どもに対する姿勢、態度から醸成していくことが重要」という御意見をいただいております。（子ども・若者の意見反映）の箇所の○の２つ目ですが、「意見等を聴く

側の意識醸成」という、個々の施策を修正しています。

続きまして、4つ目の意見、「生命（いのち）の安全教育」の記載についてです。こちらは「3ページの【女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり】だけでなく、4ページの【子どもを共に育む社会づくり】にも記載することが望ましいのでは」との意見をいただいております、御指摘のとおり、5ページに「生命（いのち）の安全教育の推進」を再掲という形で、追記しました。

最後に、5つ目の御意見で、9、10、16ページにわたり、9ページ【ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組】で説明しますと、「1 追加する課題・社会背景」及び、「2 今後の施策の在り方」について、「SNSの普及による社会問題は、誹謗中傷等以外に同和問題や犯罪への引き金などを含め、すべての人権課題に影響するものであり、市民により強く伝わる表現のほうがよい。また、社会的に求められていることが何かをはっきりさせた記載がよい」との指摘をいただいております。御指摘の点が明確となるよう、「市民が「加害者」にも「被害者」にもならないための人権教育・啓発や、悪質な投稿が着実に削除されるような取組」という表現を「1 追加する課題・社会背景」に記載し、市民に伝わりやすいように見直しました。また併せて、「2 今後の施策の在り方」について、国において「情報流通プラットフォーム対処法」が4月に施行されることも発表され、法施行後の社会の動きにも対応することを想定し、「国の動向を踏まえた」という記載に見直しました。

これまで委員の皆様から、様々な御意見をいただいたことにより、この追補版が社会情勢にも適切に対応し市民の理解が深まるような表現となりました。誠にありがとうございました。

最後に今後の流れをお伝えします。追補版の内容は、4月上旬頃に確定し、公表する想定で、委員の皆様には事前に報告いたします。説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○薬師寺座長

どうもありがとうございました。追補版については、長い間皆様から御審議いただきましていろんな提案をいただきました。事務局で字句の修正等を含めた最終的内容の御検討をいただくこととなりますが、現在の資料として概ね最終版ということになっています。何か質問や今後の運用等について御意見等ございますか。

○中島委員

毎日生活していく上で、人権問題というのは本当に切っても切り離せない問題で、京都市でも立派な計画を推進していただいております、それが少しでも市民生

活に反映できたら大変うれしく思うのですが、先ほどからお話を聞いていますと、あまりにも予算が少ないのではないかと思います。これらのたくさんの事業について、この予算で、市民生活に反映していただけるような取組ができるのでしょうか。少しそれを疑問に思いましたので、お尋ねいたします。

○中野課長

個別の事業に関しましては、予算額が少なく見えてしまうのかもしれませんが、様々な事業がございます。お渡ししております、(資料1別紙)の事業は全部で400以上にもなりますが、それらを積み上げると相当な額になります。

効果的なものとなるよう各事業の中で取り組んでいくこととなりますが、市民の皆様にきちんと伝わるよう、京都市役所をあげてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○薬師寺座長

先ほどの5番目の修正点に関連して、最近のニュースでは、毎日のように、電話などでの詐欺に遭った、ということを聞きますが、これらの被害額が尋常でないものとなっています。一般の感覚から考えて、何でこんなことが毎日起こるのか、というほど被害がひどいことになっております。全国的にはもっとひどいと思うのですけれども、私の自宅にもいろんな電話がかかってきていて、おそらく詐欺の電話だろうと思って一切出ないのですが、日常的に、いろんなお宅、しかも携帯も含めて電話がかかってきており、一体何人の方が被害にあったのだろうかと思います。これらの状態を踏まえて、例えば、市民の皆さんからこれらの被害にあった方、あるいは被害にあっていないけれどもこういうものについて何とかしてくれないかというような要望等はあがってきていないのでしょうか。あるいは追加して、何かもうすでに事業として取り組まれていることはあるのでしょうか。

○中野課長

おっしゃられるように、消費者トラブルという観点での問合せというのは、一定数あると伺っております。この追補版にも【高度情報化社会における人権尊重】以外に、以前に御指摘いただいた点として【高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり】にも(消費者被害の防止)を追加するなど、消費者トラブルの観点での啓発といった観点も含めて、取り組んでおります。

○山本局長

消費者トラブルや詐欺問題は件数も多いのですが、詐欺問題ですと、とりわけ

特殊詐欺については御高齢の方を狙った電話が多く、また、その電話は固定電話にかかってくる傾向にあります。しかし通話内容が録音されているとなると、かけてきた方は切ることが多いということもあり、民間企業からの寄附により、現在、高齢者を対象に防犯機能付き電話機を配布するという事業を実施しております。

また、消費者トラブルも大きな問題ですが、高齢の方で認知機能が衰えられている方が同じものを買ってしまう、というような情報を、実は地域の方が非常によく御存じだったりします。人の出入りが最近多い、何か物をたくさん買っておられるといった話を地域で話をするというようなことがあり、この2月には、京都府警など様々な団体で構成される「京都市消費者安全確保地域協議会」を立ち上げました。各機関で御相談いただいた情報は本来、個人情報保護の観点から本人同意がないと消費生活総合センターに提供できないものですが、消費者トラブルの場合でこの協議会の構成員に限り、消費生活総合センターへの情報提供が可能ということが法律で確保されましたので、それを活用する取組を進めております。

○薬師寺座長

その他何かございませんか。

今日も議論の中で出てきていたと思いますが、いわゆる情報機器を使ったインターネット上での誹謗中傷などの人権問題、さらにこれに人工知能が加わり、様々な媒体を通じて何が正しいのかわからなくなるほどにたくさんの情報がばらまかれるという事態が起こり始めています。こういった状況にあって、やはり人権の啓発事業というものはすごく重要だと思います。

この追補版につきましては、現在までにいろいろな課題を皆さんで審議いただきましたが、その実施過程の中でも、人工知能の問題だとか新たな人権問題が出てくると思いますので、期間は3年間ということですが、その中でも新たに出てきた問題への対応や、あるいは、次の計画を作る準備というものをまた始めていただければと思います。委員の皆様にはいったん今日ここで内容を確定ということで御了解いただければと思いますが、いかがでしょうか。

(一同了承)

○薬師寺座長

この間、尽力いただいた事務局には大変ありがとうございます。

そうすることで、この3年間をやっていく中でも、次のものを準備していくということにしていいただければと思います。

議題3「LGBT等の性的少数者の人権尊重」について

○薬師寺座長

議題(3) LGBTと性的少数者の人権尊重施策について説明をお願いします。

○中野課長

資料3「人権課題「LGBT等の性的少数者の人権尊重」について」をもとに説明します。前回の懇話会で、前田先生から「性的少数者」という表現についての御指を摘いただき、また次期計画に関しては、そういった点も御意見いただきながら見直していくことになると考えておりますが、現在の計画に基づいた内容ですので本日はそれに沿って説明いたします。

まず、箱書き＜主な課題と今後の施策の在り方＞については、令和2年3月策定の人権文化推進計画の改訂版から抜粋しています。課題は、「LGBT等の性的少数者の方は、周囲の不用意な言動に傷付き不安を抱いていることも多く、また、行政手続きや学校、企業等での生活においても困難に遭遇することがある。また、性の多様性については、近年社会の関心も高まってきているものの、性的少数者の人権課題に関する社会の理解はまだ十分に進んでいない」という現状があります。このような現状認識は、令和5年6月に制定されました、いわゆるLGBT理解増進法の条文の一部に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み」という記載があるなど、今もって、この状況は継続していると言わざるをえないと考えております。

また後ほど説明する部分と重なりますが、今年度、市民ぐるみ「多様な性の在り方が尊重される京都」推進ネットワークにおいて、「多様性に関する絵本」のクラウドファンディングを実施しました。その際に、企業を訪問し、京都市の人権に係る取組やこの絵本の事業の紹介、さらには、このクラウドファンディングへの支援の依頼をし、そのような機会の中で、LGBT等の用語自体の認識は浸透してきているものの、一層の理解促進を図っていく必要があると実感したところです。

このような現状認識において、今後の施策のあり方というところで、「当事者の方も自分らしく生きられる社会の実現に向け、性的少数者への理解促進の取組を強化するとともに、性的少数者の生活における困難や人権課題の把握に努め、その解消に向けて必要な支援を行う」としているところです。

続いて下の＜課題に対応する本市の施策＞です。これまでから、「性の多様性の理解を促進する取組」と、「当事者の生きづらさを和らげ、孤独・孤立化を防ぐ取組」を2つの柱とし、一体的に進めてきました。具体的な啓発の内容として

は、まず市職員向けのハンドブックを作成したことを皮切りとして、市民向け、企業向け、さらには、保護者向けのリーフレット等を作成し、啓発を進めてきました。その他、企業向けの人権啓発講座においても毎年LGBT等をテーマとする回を設けていることや、6月プライド月間についても、大丸京都店と連携した取組を推進しているところです。

令和5年4月に、性の多様性の理解促進等に取り組んでいる団体、企業、大学等教育研究機関、行政等が連携いたしまして、性の多様性の理解促進、性に関して困難や課題を抱える方への支援などの取組を進める組織として、市民ぐるみ「多様な性のあり方が尊重される京都」推進ネットワークを創設しました。

今年度は、このネットワークでのプロジェクトとして、「多様性に関する絵本」の事業に取り組みました。制作にあたっては、アートと共生に関わる相談等を受け付ける、HAPSと連携し、作家等を紹介いただき、その結果、エッセイストである少年アヤさんの言葉と、絵本画家の阿部海太さんによる絵、そして絵本編集者である筒井大介さんの編集で制作に至りました。そして趣旨に御賛同いただきました株式会社岩崎書店において、令和7年1月から全国の書店で販売いただいております。

このネットワークでは、市内の児童関連施設に絵本を寄贈すべく、クラウドファンディングを9月から10月にかけて実施し、その結果、支援金で634施設の児童関連施設等にこの絵本を寄贈することができました。123名の方から、合計で167万5,000円の御支援をいただき、当事者のみならず、全国から御支援いただきました。

次に2つ目の柱、「当事者の生きづらさを和らげ、孤独・孤立化を防ぐための取組」については、令和2年9月からパートナーシップ宣誓制度を開始し、この2月末現在で180組の方に宣誓いただきました。

また、住所移動される方の手続きの負担軽減として、令和3年から府内、亀岡市、長岡京市、福知山市と連携を開始しましたが、この連携が現在全国の自治体に広がっている状況で、2月末時点で全国171自治体での広域連携をしています。

なお、この連携の話題とは少し外れますが、パートナーシップ宣誓制度については、全国レベルで見ると導入している都道府県数は32自治体ということで聞いており、人口カバー率で言うと9割を超える状況になっていると報道されています。

最後に、コミュニティスペースである「京都まあぶるスペース」の取組です。趣旨としては、性的少数者の意見交換や経験の共有、交流をする場の確保、そして、性的少数者の専門相談の機会の確保、併せて性的少数者の抱える課題やニーズの把握を主な目的とし、このスペースと個別相談会を開催している状況です。

開催に当たっては、ウィングス京都を運営する京都市男女共同参画推進協会と連携して取り組むとともに、令和6年度以降は亀岡市と長岡京市、向日市とも連携共催し、合計で年8回開催しています。

主には、ライフストーリーをきく、当事者の経験、参加者との対話のテーマであるとか、パートナーシップ宣誓制度の内容の詳細、アライの声を聞いてみよう、といったテーマで実施しているところで、令和2年度から延べ163名に御参加いただいております。説明は以上です。

○薬師寺座長

それではただいまの事務局からの説明について何か御質問、御意見等ございますでしょうか。

一点質問しますが、この数年、アライの理解促進であるとか組織化に力を入れてきたと思うのですが、現時点でどのような状況となっているのでしょうか。

○中野課長

現在、市民ぐるみ推進ネットワークにおいて、従来から多様性の理解促進に取り組まれている当事者の団体や非常に興味をもって先進的に取り組まれている企業ともネットワークを構築しており、今までは点であったものをもう少し面で繋がるような形で取組を進めています。

さらにアライを増やしていくことや、多様性の理解促進を進めていくための一つとして、「多様性に関する絵本」のプロジェクトにも取り組み、理解促進を図りつつ、アライを広げよう、といったことに取り組んでいるのが現状です。

○白石委員

クラウドファンディングの絵本の取組は非常に素晴らしいと思います。京都新聞の紙面でも取り上げさせてもらったのですが、市内の小学校とか図書館に、当初の計画では約800冊を寄贈することを目標とされていて、最終的に16万7千500円集まり、これが約600冊分の寄贈になるということで伺っておりました。あと200冊分の資金の工面を今後検討するとなっていたかと思うのですが、何かそれ以降の動きがあれば教えていただきたいと思います。

○中野課長

集まった支援金で600冊を確保できまして、残りの冊数につきましては、我々がすでに取り組んでおります既存の啓発に係る予算も活用して、充足できるように対応いたしました。

○薬師寺座長

それでは今日の議題 1、2、3 については以上ですが、何か全体を通じて御質問、御意見等がございますでしょうか。

御質問とか御意見等がなければ、本議題は以上で終了したいと思います。